

鳥取縣公報

昭和十六年七月二十九日
第一千二百五十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

告示

◇鳥取縣告示第六百七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ鳥取縣產葛澱粉ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

銘柄	規	鳥取縣產葛澱粉最高販賣價格	單位	生産者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
玉すだれ	布漉シ三回以上寒晒シトシ色澤純白 品質優良ナルモノ	一貫 九、〇〇	一貫	九、〇〇	一〇、〇〇	一一、〇〇
雪の花	布漉シ三回以上寒晒シトシ色澤純白 品質玉すだれニ次グモノ	同 七、五〇	同	七、五〇	八、五〇	一〇、五〇

一 本表價格ハ本表規格ニ基キ鳥取縣副業協會ノ検査ニ合格シタル證紙ヲ貼附シタルモノノ價格トス

二 右ノ検査ニ合格セザルモノ及銘柄ヲ表示セザルモノノ價格ハ本表價格ノ半額トス

三 生産者販賣價格ハ買主店先渡價格トシ卸賣業者販賣價格、小賣業者販賣價格ハ賣方店先渡價格トス

四 本表價格ハ通常用フル箱代包裝費込價格トス

五 小賣業者ガ二百匁未満ノ量賣ヲ爲ス場合ハ本表小賣業者販賣價格ニ百匁ニ付十錢加算スルコトヲ得

00925

◇鳥取縣告示第六百八號

明治三十九年四月勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スベキ神社ヲ左ノ通り指定ス
昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事	八	田	三	郎
所在地名				
東伯郡大誠村				
神社名				
建速神社				
社格				
村社				

◇鳥取縣告示第六百九號

明治四十一年七月內務省令第十二號會計ニ關スル規程ヲ適用スベキ神社ヲ左ノ通り指定ス
昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事	八	田	三	郎
所在地名				
東伯郡大誠村				
神社名				
建速神社				
社格				
村社				

◇鳥取縣告示第六百十號

河川改修ニ伴ヒ左ノ舊河川敷ハ存置ノ必要ナキニ依リ七月二十九日付ヲ以テ其ノ公用ヲ廢止ス
昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
舊 河 川 敷 調 書

00926

縣 市 町 字 地先地番 種目 數量 摘要

鳥取	鳥取	立川町五丁目	一九八	河川敷	一三、〇七	坪
同	同	同	一九四、三	同	二四、三七	
同	同	同	一九三、三	同	一四、六〇	
同	同	同	一八九	同	九、四〇	
同	同	同	一八五、三	同	一三、〇九	
鳥取	計	立川町二丁目	一九、一	河川敷	七四、五三	
同	同	同	二三、一	同	五五、六三	
同	同	同	二四、一	同	一四、二〇	
鳥取	計	吉方町	一四、一	河川敷	二五、六九	
同	同	同	一五、一	同	九五、五二	
同	同	同	二四	同	三八、七九	
同	同	同	一六、一	同	五七、六一	
同	同	同	二六	同	二三、六二	
同	同	同	二八、一	同	七七、二七	
				同	三〇、二七	
				同	四二、四六	

00927

合計

二七〇、〇一一
四四〇、〇七

鳥取縣告示第六百一十一號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左記ノ通施行ス仍テ昭和十六年自三月十一日至四月二十日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十六年七月二十九日

検査月日	検査區域	検査場所	鳥取縣知事	牽付時間
七月二十九日	入頭郡大御門村、準中村、國英村、國英村	大御門村市ノ谷、準中村、石田、百井、國英村、山手	八 田 三 郎	午前八時、午後一時
同 三十日	河原町、西郷村	河原町、現田、西郷村、牛戸		午前八時、午後一時三十分
同 三十一日	散岐村、大治村、佐治村	散岐村、佐貫、大村、鷹特、佐治村、加瀬木		午前八時、午後一時
八月 一日	社瀬村、用瀬村、山形村、山形村	社瀬村、安藏、畜市場、用瀬村、畜市場、山形村、河合		午前八時、午後一時
同 二日	那岐區、那岐區、那岐區、那岐區	那岐區、野原、土師區、新見、師智頭、家畜市場		午前八時、午後一時三十分

00926

鳥取縣告示第六百一十二號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依リ生產檢查ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年五月二十八日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢查所ニ牽付クベシ

昭和十六年七月二十九日

検査月日	検査場所	鳥取縣知事	検査區域	牽付時刻
七月二十九日	日野郡日野村大字榎市、日野郡同村下榎市	八 田 三 郎	日野郡日野村大字榎市、小原、別所、下榎、本郷、安原、津地	午前九時、午後三時
同 三十日	根雨町字濁谷、根雨		根雨町、野田舟場	午前九時、午後四時
同 三十一日	神奈川村字侯野		神奈川村字侯野	午前九時
同 二日	米澤村字美用		同 洲ヶ崎、武庫、下安井	午後四時
同 四日	江尾村字佐川、江尾		同	午前八時
同 五日	大宮村字印賀		同	午前十時
同 六日	阿昆縁村字阿昆縁		同	午後三時
同 七日	山上村字茶屋		同	午前十時半

00929

同 八日	多里村字多里	多里村 一圓	午前十時半
同 九日	日野上村字三榮	日野上村 一圓	午前十時
同 十五日	福榮村字福塚	福榮村 一圓	午前十時
同 十六日	石見村字上石見	石見村 一圓	午前九時
同 十七日	同村 下石見	同村 一圓	午前九時
同 十八日	日光村字栃原	日光村 一圓	午前九時
同 十九日	同村 添谷	同村 一圓	午前九時
同 二十一日	溝口町字中祖	溝口町 一圓	午前九時
同 二十二日	同町 金屋谷	同町 一圓	午前九時
同 二十三日	同町 溝口	同町 一圓	午前九時
同 二十五日	二部村字福岡	二部村 一圓	午前九時
同 二十六日	同村字二部	同村 一圓	午前九時
同 二十八日	入郷村字清原	入郷村 一圓	午前九時
同 二十九日	同 眞野	同 一圓	午前九時
同 三十日	黒坂町字上菅	黒坂町字上菅、福長	午前九時

◇鳥取縣告示第六百十三號

左ノ通農事實行組合理事及規約變更届出アリタリ

昭和十六年七月二十九日

組合名	事務所々在在	鳥取縣知事	入	田	三	郎
下長瀬農事實行組合	入頭郡河原町	變更年月日	昭和十五年七月五日	届出事項	理事變更	
彦名村一部西部同	西伯郡彦名村		十二月十七日			

00930

稻常 同	入頭郡河原町	同	十二月三十日	同
岡 同	西伯郡逢坂村	同	十六年二月九日	同
戸能 同	入頭郡智頭町	同	同日	同
諸木 同	西伯郡幡鄉村	同	十五日	同
殿河内同	同	同	二十日	同
神馬 同	入頭郡西郷村	同	二十八日	同
牛戸 同	同	同	同日	同
湯谷 同	同	同	同日	同
小畑 同	同	同	同日	同
弓河内同	同	同	同日	同
落河内同	同	同	同日	同
北第一同	同	同	同日	同
新出 同	同	同	同日	同
鹿野 同	同	同	同日	同
中井第一同	同	同	同日	同
中井第二同	同	同	同日	同
湯坂 同	同	同	三月四日	同
小町 同	西伯郡幡鄉村	同	十日	同
丸山第一同	日野郡日野上村	同	二十七日	同
殿 同	岩美郡成器村	同	三十一日	同

00937

鳥取縣告示第六百十七號

米子市皆生一七五〇ノ三七

皆生溫泉土地株式會社

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事

八

田

三郎

一名 稱 皆生海水浴場

二 所在地 米子市皆生溫泉海岸一七五〇

三 開設期間 自七月二十二日 至八月三十一日

鳥取縣告示第六百十八號

東伯郡橋津村大字橋津一六一

門田房藏

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事

八

田

三郎

一名 稱 橋津海水浴場

二 所在地 東伯郡橋津村大字橋津

三 開設期間 自七月二十二日 至八月三十日

鳥取縣告示第六百十九號

東伯郡八橋町大字八橋

榎田幸太

右者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十六年七月二十九日

鳥取縣知事

八

田

三郎

一名 稱 八橋濱海水浴場

二 所在地 東伯郡八橋町大字八橋

三 開設期間 自七月十五日 至八月二十五日

彙報

生活正義の實現

八月一日 興亞奉公日の旗印

戰時意識徹底—實踐生活の確立

(振興課)

再出發の興亞奉公日は第一回の七月一日に於て集團化、協同化による生活の新設計を強調されたのであるが、更にこれを一層強化實踐する意味に於て、今回更に其の基礎の上に新なる旗印として生活正義の實現に邁進することとなり、八月一日の興亞奉公日とその出發の日として次の如き新なる道標の具體的實踐に踏み出すこととなつた。

- 1 明朗なる商道德の樹立
- 2 買滴、賣惜み、闇取引等の不道義排撃
- 3 生活費の切詰と最低豫算の確立
- 4 生活費の再検討と衣食住の再建
- 5 共同炊事・献立・託児所等の勵行
- 6 共同貯蓄の強化
- 7 社交様式の基準化

8 國民皆勞の強調

9 夏季に於ける交通緩和への協力
今や吾々は世界大戰の前夜として非常に逼迫した國際情勢下に於て、我が國が吾々の想像する以上に重大なる時局に歩みを進めつつあることを自覺しなければならぬ。壊滅にせまつた蔣政權を授けて我が國の聖業たる大東亞共榮圈建設を妨害し、且つ日頃主義思想の敵たるソ聯を援けて日獨伊樞軸の世界新秩序建設を妨害しつゝ、個人主義、自由主義の名にかくれて自己の世界侵略の野望を果さうと懸命にあせつてゐる英米の露骨な行動は、何時我が國をして今日以上の難局に奮進せざるを得ない情勢に導くかも知れないのである。

然るにこのことたるや、決して從來我が國の經驗した種々な國難と比肩することの出來ぬ非常な重大危局であつてこれに當面しよんとする我が國民の覺悟が、決して尋常一様の覺悟でこれを乗り切り得ないことは今更暇を要しないであらう。吾々國民は、こゝに極めて緊張したる決意を以てこれに善處し、古來稀なる國家の重大時局を乗切つて、吾等の祖先がなした如く吾等の子孫の爲に輝かしき日本の歴史を建設してこれを傳へなければならぬのである。

新たに加へられたこの興亞奉公日の新目標「生活正義の實現」

00939

とは、國民の各自がその生活に一層この戰時意識を徹底して、これによつて日々の生活の基準を確立し、それを實踐強行することによつて日常生活を彌々戰時化せしめやうとするものである。

日常生活全般に對して基準を確立するといふことはなか／＼困難なことではあるが、各自の生活の中に國家の要請するところを織り込んで、各々の生活に可能な切詰めを斷行し、或は隣保相圖りて日常の衣食住や社交生活を合理化し、一層眞剣なる努力によつて經濟生活を國家正義に合致せしめて國債消化に協力し、各々の經濟力に應じて其の責任を分擔する等種々の考案も測定し得やう。又明朗なる商道德の樹立は刻下の急務である。相互相談めて買溜めや賣惜み、闇取引等の不道義は極めて速かに絶滅せしめねばならない。

國家の勞働力は時局と共に刻々需要を増しつゝある。職として勞働に服する人はもとより、職業上時間に餘暇を有する者は努めて生活を合理化して國民皆勞に邁進しなければならぬ。交通量の激増と輸送力の不足は現下の緊喫問題である。旅行や貨物の自肅も生活正義への一大反省を必要とする。

國民間に死藏されてゐる衣類等は百億圓にも上るといはれる。 unnecessaryな家具や什器もこれを活かせば國家の重要資源として役立つ得やう。冠婚葬祭や親類知己隣保間の贈答にも尙改善すべき舊

慣はいくらでも存在する。宴會の簡易化、來賓接待の改善、献酬の廢止、訪問の改善、吾々の日常生活中にはまだ／＼更改さるべき點が極めて多いのである。

要するに生活正義とは吾々の生活の國家化である。この非常重大時局にあたりて、吾々の日常生活は今日以上に國家の爲、稀有の大業たる戦ひの爲に正義化されねばならない。これが爲には吾々は新に各自の日常生活に顧みて、個々の個人的舊慣や郷關的陋習を解消して、國家の爲の生活正義を實現しなければならぬ。來る八月一日の興亞奉公日は、この意味に於て縣民一同心を新にし、隣保相共に集團化して協同的に生活の再出發を強力に踏み出すやう、計畫實踐を要する次第である。

家畜 飼料 乾草の作り方

(農務課)

山野草が家畜に最も適した飼料であることは、曩に掲載した「飼料肥料自給増産報國運動」で既に記したところであるが、次に特に飼料としての乾草の作り方に付て簡単に要點を記すること

00940

とする。

刈取時期 一般に草は開花し始めた頃が收穫量も多く養分も良かりでなく、硬くなつて消化が悪くなり、其の反對に早過ぎると水分が多くて乾燥に困難であるから、草の種類に依つて其の適期を誤らぬやうに注意しなければならぬが、「さゝ」や「すゝき」のやうなものは早目に刈取るべきである。

刈取の適期は草の種類に依つて一概に定めることは出来ないが大體に於て低地の堤塘畔等芽出しの早いところでは七月上旬から着手し、山地で草の成育の遅いところでは九月中旬頃までが適當である。

刈取方法 晴天が少くとも二、三日位續く時期を選んで朝のまだ露がある中に刈取ることが大切であつて、刈取るには低刈にするると翌年の草生を衰へさせる結果となるから、根元から一寸位の高さに刈取るやうに心掛ければならぬ。

乾燥方法 刈取りを終つたならば、成るべく日射の強い場所に薄く擴げて午前一回、午後二回以上反轉し、日没前に極き集めて高さ二、三尺の小堆積に盛上げ、雨や露を避けるため藁等で覆ひをする。斯うして二日間位乾すと適當に乾上るものである。

乾燥作業中は雨や露に當てないことが大切で、雨や露に當てると色澤が減退するばかりでなく香味を失ひ、甚しい場合は褐色に變じて品質劣等な乾草となるから最も注意しなければならぬ。

適當な乾草は、縮んだ草が翌日になつても元に戻らない程度のものがよい。併し握るとべんと折れるやうになつたものは香味が劣るから、餘り乾し過ぎぬやうにすることが肝要である。

貯藏方法 乾草は翌春の四、五月頃まで相當長く貯へなければならぬので、屋内に藁か古い乾草を敷き、台木を置いて其の上に積み上げ戸を建て、密閉して置くのであるが、屋外では台木を一尺以上の高さとし、堆積の上部を藁や古藁等で覆ひ雨水や風の透入を防ぎ、日光の直射を避けて變質しないやうに注意しなければならぬ。

給與方法 收穫後一ヶ月位の間貯藏中の草は酸酵を續けて居るものであつて、之を給與すると腹痛や眼病を起したるやうにすべきである。又秋季青草から乾草に春季乾草から青草に變へる時は除々に行ふことが必要である。

乾草に適する草の主なもの
天本科・すゝき、ちがや、かるかや、ちからしば、めひしば、のびえ、すゝめのてつぼう、えのころぐさ等

00941

苧科すゝめ、えんどう、くさぶち、やはづさう、のはぎ、めどはぎ、くず、つるまめ等
菊科のあざみ、よめな、たんぽこ、よもぎ等
であつて、禾本科六、苧科三、菊科一の割合に混せて與へれば理想的である。

尙ほ次の毒草は絶対に混せてはならぬ。
トリカブト、カラマツサウ、キケマン、チャンバギク、ヤマウルシ、ツタウルシ、アセビ、カシオシミ、イヌホウズキ、ハリドコロ、タカトウダイ、ノウルシ、オホハンゲ、ムサシアブミ、シホガマギク、ゴマノハグサ、ドクゼリ、サハゼリ等

ラヂオ体操 全國に展開 八月一日から二十日間

(學務課)

時局はいよゝ重大である。國際關係は日に緊迫の度を加へ、

寸時と雖も儉安逸情を許さない重大時局に際會してゐるのである。此の重大時局を乘切るためには國民の健康増進を圖り、体位の上と國民精神の高揚に努めなければならぬ。而して堅忍持久以て大東亞共榮圈を建設し、其の健全なる發展を圖るべき皇國の大使命遂行に向つて邁進しなければならぬのである。

そこで之が國力の根源たる國民の体力を増強培養するため、政府に於ては毎年全國一齊にラヂオ体操を實施してゐるのであるが本年も八月一日から二十日間毎日午前六時より全國一齊にラヂオ体操を實施展開することになつた。

本縣の夏のラヂオ体操参加者は年々増加して非常な好成績を擧げてゐるのであるが、縣では今年は更に隣組に對して全家族總動員参加を依頼すると共に、特に市、町等では街頭を大いに利用して多數参加するやう希望してゐる。

文部省一般推薦圖書

(社會教育課)

△ノ	高	地	草葉榮著	昭一六・二・二〇	房發行	四六	版	三三〇頁
△人	間	と	言	葉	稻富榮次郎著	昭一五・二・二〇	目	一八八頁
△蘭	印	と	日	本	松本忠雄著	昭一五・二・二四	目	一圓八十錢
						昭一五・二・二四	目	二圓五十錢

昭和十六年七月廿九日印刷
昭和十六年七月廿九日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町